



こどもが主役のまち

はっかいち

廿日市市児童等権利擁護推進委員会の新設について

保育所等の職員による虐待が発生した場合の報告

ロゴマークを作成しました！

「こどもが主役のまち はっかいち宣言」に基づく子育て支援施策を広く周知するためのシンボルとして、ロゴマークを作成しました。市の木であるさくらをモチーフに、主役であるこどもを真ん中にオールはっかいちで柔らかく包み込んでいます。



児童福祉法の改正（令和7年10月1日施行）

法改正の背景・趣旨

- 保育所等における虐待等の不適切事案が全国で相次いで発生したことから、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
- 児童養護施設等や障害者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。

児童福祉法の改正概要

- 保育所等の職員による虐待について、児童擁護施設等の職員による虐待と同様、次の規定が設けられた。
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等（権限委譲等により一部は廿日市市）による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・ 都道府県等（権限委譲等により一部は廿日市市）が行った措置に対する審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表 等

保育所等（対象施設・事業）：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

※ 下線の施設・事業が、廿日市市が法令又は権限委譲で所管行政庁となっているもの

■児童福祉法（抄本）

第33条の15 所管行政庁は、前条第2項又は第3項に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

2 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べることができる。

3 審議会等は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

児童福祉法第33条の15の保育所等の虐待を取り扱う専門的な組織として、**廿日市市児童等権利擁護推進委員会を設置**

（廿日市市児童等権利擁護推進委員会設置要綱：令和8年6月3日告示第150号）

委員構成

- 学識経験者及び市長が適当と認める者で、3人以内をもって組織
- 任期2年（再任可）
- 保育士等の虐待を扱う委員会のため、幼児教育学及び臨床心理学の学識経験者から選任
- 市長が適当と認める者として、児童福祉行政の経験を有する者から選任

■ 廿日市市児童等権利擁護推進委員会の委員

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	鶴田 智子	比治山大学短期大学部幼児教育科准教授	幼児教育
学識経験者	小畠 由香	安田女子大学心理学部現代心理学科准教授	臨床心理
市長が適当と認める者	酒井 珠江	広島県乳幼児教育支援センター保育ソーシャルワーカー	児童福祉行政経験者

会議等

- 原則、非公開。（委員長が会議に諮って必要と認めた場合は、会議の全部又は一部を公開とすることができる）
→ 事案についての報告は個人情報を取り扱うため非公開
- 委員長が必要と認めるときは、オンライン会議システムでの会議も可能
- 委員の守秘義務あり

廿日市市児童等権利擁護推進委員会に報告する内容

市が児童等権利擁護推進委員会に報告する内容

児童福祉法施行規則第36条の29の規定に基づき、次の内容を市が廿日市市児童等権利擁護推進委員会に報告する。

- 被措置児童等虐待を行った施設の名称、所在地及び種別
- 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる被措置児童等の性別、年齢及びその他の心身の状況
- 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
- 被措置児童等虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日、職種
- 所管行政庁が講じた措置の内容
- 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

市が広島県に報告する内容

児童福祉法第33条の16第1項の規定に基づき、次の内容を市が広島県に報告する。

- 被措置児童等虐待の状況（性別、年齢、心身の状態、虐待の類型）
- 虐待に対して市が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等）
- 施設等の種別、虐待を行った職員の職種

広島県が公表する内容

児童福祉法第33条の16第2項の規定に基づき、次の内容を広島県がウェブサイトで公表する。

- 被措置児童等虐待の状況（性別、年齢、心身の状態、虐待の類型）
- 虐待に対して市町村が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等）
- 施設等の種別、虐待を行った職員の職種